

自己株式取得に係る事項の決定および自己株式の消却に関するお知らせ
(会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づく
同法第156条第1項の規定による自己株式の取得および
会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(代表執行役社長 ^{かめざわ ひろのり} 亀澤宏規)は、本日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による当社定款第44条の定めに基づく同法第156条第1項の規定により、自己株式を取得することを決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

1. 自己株式の取得および消却を行う理由

当社は、資本の健全性や成長のための投資との最適バランスを検討した上で、配当を基本として株主還元の実現に努める方針としております。

自己株式取得は、資本効率の向上に資する株主還元策として、業績・資本の状況、成長投資の機会、株価を含む市場環境を考慮しながら機動的に実施し、発行済株式総数の5%程度を超える自己株式は原則として消却することを基本方針としています。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|---------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 300百万株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 2.33%) |
| (3) 取得価額の総額 | 1,500億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2021年11月16日~2022年3月31日 |
| (5) 取得方法 | 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付 |

3. 消却に係る事項の内容

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の数 | 300百万株(消却前の発行済株式総数に対する割合 2.20%) |
| (3) 消却予定日 | 2021年11月30日 |

(ご参考) 2021年9月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	12,873,458,402株
自己株式数	708,536,718株

以上

(照会先)

三菱UFJフィナンシャル・グループ 広報部 03-5218-1815

本資料には、当社または当社グループの業績、財政状態に関する予想、見通しなどの将来に関する記述が含まれています。かかる記述は、現時点における予測、認識、評価等を基礎として記述されています。また、将来の予想、見通しなどを作成するためには、一定の前提（仮定）を使用しています。これらの記述ないし前提（仮定）は、その性質上、将来そのとおりに実現するという保証はなく、客観的には不正確であったり、実際の結果と大きく乖離したりする可能性があります。そのような事態の原因となりうる不確実性やリスク要因は多数あります。その内、現時点において想定し得る主な事項については、最新の決算短信、有価証券報告書、ディスクロージャー誌、Annual Reportをはじめとした当社の公表済の各種資料をご参照下さい。